

2019年度
関西学院大学ロースクール
A日程

一般入試（法学既修者）

刑 法 問 題

《 1 5 : 3 0 ~ 1 6 : 5 0 》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【刑 法 問 題】

次の〔設問 1〕および〔設問 2〕に答えなさい。

〔設問 1〕

次の用語をそれぞれ 8 行程度で説明しなさい。

- (1) 因果関係の錯誤
- (2) 文書偽造罪における有形偽造と無形偽造

〔設問 2〕

X は、ゲームセンター内で V に対してゲームを邪魔したなどと因縁をつけてゲームセンター外に連れ出したうえ、路上において V に殴る、蹴るの暴行を加えた。たまたま、ゲームセンター内でこの様子を見ていた Y と Z は、それを止めようと、ゲームセンター外の現場に行き、X の暴行を制止した。

ところが、興奮した V は、Y も X の仲間と勘違いし、Y にも暴言を吐いたことから、今度は Y が逆上し V に対して暴行を加え、これを Z が制止した。

このような状況の下、V は、X・Y いずれの暴行に起因するかは不明であるものの、加療 10 日間を要する傷害を負った。

X と Y とはそれまで全く面識がなく、事前の連絡もなかったものとする。

この事例における、X、Y および Z の罪責について論じなさい（特別法違反は除く。）。

A 日程 刑法：出題趣旨・解説・講評

〔設問 1〕

(1) 因果関係の錯誤

錯誤の一種で、行為者の予見した結果は生じたものの、行為者の認識していた因果関係の経過が実際の経過と違っており、この点で認識と事実が一致していない場合で、行為者が予想した因果関係と違った因果関係をたどって結果が生じた錯誤をいう。例えば、被害者を溺死させようとして橋上から突き落としたところ、実際には橋桁に激突して死亡した場合などである。この場合、通説である法定的符合説（行為者の認識した内容と発生した事実とが構成要件の範囲内で符合している限り故意を阻却しないとする説）によれば、行為者の認識していた因果経路と現実の因果経路とが相当因果関係の範囲内で符合している限り、（構成要件的）故意を肯定する。

構成要件の上で同一の評価を受ける事実を認識すれば、当該犯罪の規範に具体的に直面するから、直接的な反規範的態度に対する道義的非難としての故意責任を肯定できるからである。

(2) 有形偽造・無形偽造

とくに文書に関する広義の偽造を分けて「有形偽造」と「無形偽造」とし、有形偽造とは、文書の作成権限のない者が、他人名義の文書を作成することをいう。無形偽造とは、作成権限をもつ者が、真実に反する内容の文書を作成することをいう。これらは、いずれも文書に対する公共の信用を害する行為であるが、わが刑法は、形式主義の立場、すなわち作成名義の真正さを保護する有形偽造を原則として処罰の対象とし、無形偽造はとくに重要な文書に限って例外的に処罰の対象とする実質主義を採用している。

通常、文書偽造というときは、有形偽造の場合を指す。

〔設問 2〕

【出題趣旨】

本問は、刑法 207 条の定める同時傷害の特例により傷害罪（204 条）の共同正犯が成立する場合について検討させ、その理解を深める趣旨から出題した。

【解説】

1. 共同正犯の成否

(1) 共同正犯

共同正犯（60 条）が成立するためには、2 人以上の者が共同して犯罪を実行することを要し、主観的要件として共同実行の意思の連絡（共謀）、客観的

要件としての共同実行の事実がなければならない。

(2)設問の検討

Xは、Vに対して、ゲームを邪魔したと因縁をつけたうえ、殴る蹴るの暴行を加えているものの、Yは、Xとはまったく面識がなく、Xの暴行を制止しようとしたものである。もっともYは、VからXの仲間と勘違いされ暴言を浴びせられたことに立腹してVに暴行を加えたものである。

すなわち、XとYとの間には、Vに対して暴行を加えるとの意思の連絡はなく、かつ共同実行の事実もない。

したがって、XとYとの間に共同正犯は成立しない。もっとも、以下の同時傷害の特例の適用を受ける可能性がある。

2. 同時傷害の特例

原則として、2人以上の者が意思の連絡なしに他人に暴行を加えて傷害を負わせた場合には、各人がそれぞれ自己の行為によって生じた結果についてのみ責任を負うべきである。したがって、もしその証明ができないときは、未遂、つまり暴行罪（208条）の罪の限度で犯罪事実を認定することができるにすぎない。

しかし、刑法は、同時傷害の特例（207条）を設けている。すなわち、この特例は、2人以上の者が意思の連絡なしに、時間的・場所的に近接して、それぞれ同一の被害者に暴行を加えた結果、その者に傷害を生じさせたが、

- ① ともに暴行を加えた2人以上の者がいずれも被害者に傷害を与えたことが明らかであるが、だれがどの程度の傷害を与えたのかが判明しない場合、または、
- ② 暴行を加えた2人以上の中の一部の者によって傷害が生じさせられたが、それがだれによるのか明らかでない場合、に適用され、傷害罪の共犯でなくとも共犯とされる。

(2)設問の検討

本問の場合、X・Yは共謀関係がない状態でVに暴行を加えていること、その暴行が時間的・場所的に近接していること、X・Yのいずれの暴行によってVの傷害が生じたかが不明であること等から、X・Yには同時傷害の特例が適用され、XとYは、傷害罪の共同正犯の刑責を負う。

なお、Zは、Yの暴行を制止したにすぎないから、何らの刑責も負わない。

【講評】

〔設問1〕の因果関係の錯誤及び文書偽造の意義について、きっちり書けている答案はきわめて少なかった。

〔設問2〕についても、同時傷害の特例の適用が問題となることについて認識して解答している答案もきわめて少なかった。